

おだか陽一後援会 会則

(名称)

第1条 この会は、おだか陽一後援会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を、千葉県長生郡長生村岩沼619番地内に置く。

2 前項の事務所の他、必要に応じて従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、おだか陽一の政治的活動を支援し、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 村政の調査研究事業
- (2) 講演会・講習会及び政治座談会の開催
- (3) 機関紙の発行
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する成人者をもって会員とする。

2 前項の会員は、年会費千円を会費として本会に納入しなければならない。

(役員の定数)

第6条 本会に次の役員を置く。なお、必要に応じて、顧問・相談役を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会計 2名
- (6) 監査 2名
- (7) 幹事 若干名

(役員の職務)

第7条 役員は、それぞれ次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を総括し、総会及び役員を招集しその会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定する者がその職務を代行する。
- (3) 幹事長は、会長・副会長と共に会務全般について掌握し、会務にあたる。
- (4) 事務局長は、会務に係る事務全般について掌握し、会務にあたる。
- (5) 会計は、会長の命を受けて本会の出納業務にあたる。

(6) 監査は、本会の会計について監査にあたる。

(7) 幹事は、会員の連絡調整にあたる。

(役員の選任方法)

第8条 会長、副会長、幹事長、監査は、第10条に規定する総会において選任する。

2 事務局長、会計、幹事は、会長の指名により選任する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関とし、次の事項について審議し決する。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 決算に関すること。

(3) 会則の改廃に関すること。

(4) その他、役員会において必要と認めた事項。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

3 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 役員会は必要に応じて開催し、本会の運営に必要な事項について審議する。

2 役員会は役員の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。

3 役員会の議事は出席役員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費については、第5条第2項に規定する会費及び寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年1月1日始まり、12月31日をもって終わる。

(委任規定)

第14条 この会則に定めのない事項については、役員会において定める。

附則 本会則は、平成24年1月1日から施行する。

改正 平成25年2月3日